

法人市民税法人税割の税率改正について

平成26年10月1日以降に開始する事業年度から、佐伯市における法人市民税法人税割の税率が引き下げられます。また、予定申告については経過措置が講じられます。

税率改正の内容

平成26年10月1日以降に開始する事業年度から改正後の税率が適用されます。

改正前	平成26年9月30日以前に開始する事業年度の法人税割	14.7%
改正後	平成26年10月1日以後に開始する事業年度の法人税割	12.1%

※修正、更正申告につきましては、事業年度を遡るため従来の税率で課税されますのでご注意ください。

予定申告の特例

法人市民税法人税割の税率改正に伴い、平成26年10月1日以降に開始する事業年度の最初の予定申告の法人税割額については、以下のとおり経過措置が講じられます。

対象事業年度	予定申告の法人税割額の計算
平成26年9月30日以前に開始する事業年度	前事業年度の法人税割額 × 6 ÷ 前事業年度の月数
平成26年10月1日以後 平成27年9月30日以前に開始する事業年度	前事業年度の法人税割額 × 4.7 (経過措置) ÷ 前事業年度の月数
平成27年10月1日以後に開始する事業年度	前事業年度の法人税割額 × 6 ÷ 前事業年度の月数

地方法人税(国税)の創設

地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割(県・市町村)の税率引き下げ分に相当する地方法人税(国税)が創設され、地方交付税の原資とされます。

- 運用開始 : 平成26年10月1日以後に開始する事業年度から
- 課税標準 : 基準法人税額(所得税額は外国税等の控除前の法人税額)
- 税率 : 4.4%(市町村税引き下げ分2.6%、県税引き下げ分1.8%)
- 申告納付先 : 国(所轄の税務署)

※地方法人税の詳細については、所轄の税務署へお問い合わせください。

